

## 水道水質検査の委託の在り方について (Vol. 7)

### — 第 5 回 水質検査の信頼性確保に関する取り組み検討会 —

(2010. 8. 26 開催)

8月26日、厚生労働省は第5回水質検査信頼性確保に関する検討会を開催した。最終報告書に向けて、その原案の修正を行った。水質検査の登録検査機関への委託時の検査料金の低価格の価格破壊に伴う、水質検査の質の低下が明らかになったことを受けて、その方策の具体的取組が明らかとなった。検査結果の信頼性を確保するためには、受託機関である登録検査機関の受託するに当たっての取組、依頼者としての水道事業者の基本的考え方の再教育、国および都道府県の監督等について具体的施策の方向性が示された。

詳細については、下記の日本水道新聞と水道産業新聞を参照してほしい。

◆日本水道新聞 8月28日（土）付

## 基本的方向で素案

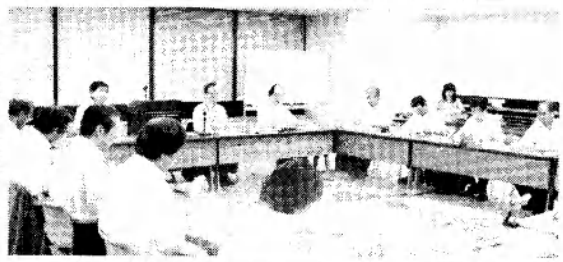
厚労省

## 検査確保検討会

厚生労働省は26日、第5回水質検査の信頼性確保に関する取組検討委員会（座長＝安藤正典武蔵野大学客員教授）を開いた（写真）。前回に続き「取組の基本的方向性」（素案）の内容を議論し、用語の統一や修正を行った。

素案は水質検査の信頼性を確保するため、水道事業者が登録検査機関に対して、適切な業務委託と検査結果の確認を行うことを柱としている。具体的には、水道事業者が検査の作業内容を委託契約の特記仕様書に記載し、検査に必要なコストを算定した上で登録検査機関に発注することなどを求めている。検査内容を確認できる体制をつくることで、精度の高い水質検査の実施につなげる狙いだ。

今回の議論を踏まえ、次回以降で修正後の素案を提示。パブリックコメントを経て、年内をめどに最終提言書をまとめる予定だ。



# 「事業者が責任持つべき」

## 厚労省 検査の信頼性確保で報告案

厚生労働省は26日、「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」(座長 川安藤正典・武蔵野大学環境学部客員教授)の第5回会合を開き、検討会の報告案について審議した。素案は前回の検討会で示されていたが、大幅な修正はなかった。同省では、この日示された報告案について今週中にもパブリックコメントを募集開始するなど所定の手



報告案を審議した第5回検討会

続きを進める。松本公男・水道水質管理官は「具體的で内容のある報告書であり、これにそった施策を進めていく」と話した。検討会は今年5月の設置以来5回にわたり、水

質検査の現状と問題点を明らかにし信頼性確保に向けて水道事業者、登録検査機関、国のそれぞれが取り組むべき具体的事項を検討してきた。報告案では特に、水道事業者は水質検査を自ら実施す

る場合も登録検査機関に委託する場合も検査の結果に責任を持つべきとの考えのもと、委託の際の事業者の取り組みとして▽検査機関と直接契約すること▽作業内容を委託契約の特記仕様書に記載すること▽登録検査機関の技術力の確実性を示す水道GLP、ISO/IEC17025等の取得状況に留意することなどを挙げている。